

意見書

平成 25 年 10 月 11 日

多様化・複雑化する電気通信事故の
防止の在り方に関する検討会 座長 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしや
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしや
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしや
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方について 報告書（案）」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

このたびは、「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方について 報告書（案）に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

総論

多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方については、事業者の自律的・継続的なPDCAサイクルの確保による事故防止を基本とすることが望ましいと考えます。引き続きご検討頂きたい事項、ご配慮頂きたい事項等については以下の通り意見致します。

各論

各論	項目	具体的内容
第2章 事故防止の基本的枠組みの在り方	1. 機能・役割分担の在り方 (2) 管理規程	事故防止に必要な具体的な取り組みを「管理規程」に盛り込む事については、進める事が望ましいと考えます。但し、当該取り組み内容には、設備容量をはじめ、ベンダー等との守秘義務、経営情報や各社の設計・運用ノウハウ等、外部への開示ができないものが含まれることもあるため、当該取り組み内容の第三者への提出・開示は事業者側の任意判断とすべきと考えます。
第3章 事故の事前防止の在り方	1. 設備の設置・設計 (1) 適切な設備量の確保	

各論	項目	具体的内容
第2章 事故防止の基本的枠組みの在り方	1. 機能・役割分担の在り方 (4) 電気通信主任技術者 2) 電気通信主任技術者の能力維持・向上	<p>「電気通信主任技術者」の「業務範囲の明確化」や「講習制度の創設」を伴う、見直しについては、進める事が望ましいと考えます。但し講習制度の創設にあたっては、事故防止の観点から、技術的な内容よりもむしろ、PDCAサイクルにおける改善活動レベルの向上や、ヒューマンエラー防止に重点を置いた講習制度を創設することが望ましいと考えます。</p>
第5章 事故報告制度の在り方	1. 報告基準 (1) 重大事故① 3) 影響利用者数や継続時間数の基準	<p>重大事故の事故報告基準の見直しについては、以下の点に考慮の上、慎重に進める事が望ましいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業にあたっては、早期復旧は当然のことながら、同時に、再発防止の観点から原因究明が重要と考えます。現状、事業者は事故発生時には最適な方法を都度選択し復旧作業にあたっておりますが、事故継続時間の報告基準が、従来の2時間から1時間に半減されることで、事業者による復旧作業の選択肢が大幅に限定され、原因究明を講じる前に本来避けたいシステム全体のリポートから入らざるを得なくなる可能性が高まります。リポートによる復旧は、時間短縮が可能である一方、支障をきたしていない回線にも影響を及ぼすことがあり、またリポートにより支障発生時の状態（ログ）が把握し辛くなることで、根本原因の究明が困難となることも予想されます。事故継続時間の短縮は重要ではありますが、再発防止のための原因分析及び対策実施も同様に重要と考えますので、両者のバランスが取れた事故報告基準の見直しを望みます。

各論	項目	具体的内容
第6章 事故報告後の フォローアップの 在り方	1. 事故報告の第 三者検証 2. 事故報告の活 用 3. 事業者間の情 報共有	<p>「第三者検証を行う仕組み」の導入については、以下の点を考慮の上、進める事が望ましいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検証を行う第三者として、日進月歩で進化する電気通信技術・設備について高度な専門知識をもち、客観的な視点、中立的な立場にて、適切かつ迅速な検証作業を行える者を選出すべきと考えます。

以上